

«記入例»

(様式2-2)(表面)

様式2-2の表面は、全て
貸主又は不動産管理会社様が御
記入していただく様式です。

入居住宅に関する状況通知書

ている住宅に関する概要等について通知します。

2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。

また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき
情報を求めることを同意します。

必ず代表者印を押印し
てください。

実際に記入した日を記
載してください。

(中野区長) 様

年 月 日

業者の場合でも、原則代表者名
と代表者印が必要。
やむを得ず社印の場合は、責任
者役職、責任者氏名、責任者印
並びに社印とします。

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地)

(担当者等) 氏名

所属
印

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号を記載し、押印してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第
団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経
た者等)でないこと

入居者

申請者への通知とは別に、支給決定通知
書の写しを本欄に記載された所在地へ郵
送いたします。

フリガナ
氏名

生年月日

年 月

同居状況

単身・複数(名)

入居開始年月日

年 月

A欄とB欄の名義が異なり、か
つ賃貸借契約書等にその旨が記
載されていない場合、別途「委
任状」の提出が必要です。ホー
ムページからダウンロードして
いただき、ご記入ください。

入居している賃貸住宅

名称

所在地

家賃

共益費・管理費は家賃には
含まないでください。

円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限と
し、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる
賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

振込口座

住居確保給付
金の振込先

貸主又は貸主
から委託を
受けた事業者
の振込口座

フリガナ

口座名義

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

本制度は、代理納付制度で
あるため、申請者本人の口
座への振込は、原則不可と
なっています。

A

B

(様式2-2)(裏面)
(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____

同意欄となります
申請者本人が記入します。

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を中野くらしサポート(自立相談支援機関)に提出してください。

(参考)生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第6の13(3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)、(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]